

会議の公開に関する指針

昭和60年11月26日 大阪府知事決定
平成8年10月1日 一部改正
平成12年6月1日 一部改正

この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第33条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

1 目的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

4 公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

5 公開の方法等

- (1) 審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認めるものとする。
なお、審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。
- (2) 審議会の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 会議開催の周知

- (1) 公開で行う会議の開催の周知は、大阪府公報によるほか、広報紙等を活用して行うものとする。
ただし、会議の開催が緊急を要し、その暇のないときは、この限りでない。
- (2) 大阪府公報による会議開催の周知は、会議日の確定後直ちに行うものとする。
- (3) 会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記するものとする。

7 その他

審議会は、会議の結果について、広報紙への掲載、報道機関への資料提供等により公表に努めるものとする。